

第 28 回 仙台市食品安全対策協議会 会議録

開催日時	平成 29 年 2 月 14 日 (火) 14:00～16:00
開催場所	仙台市役所本庁舎 2 階 第 5 委員会室
名簿	委員 西川正純(会長) 大友恵里子(副会長) 岡崎博 木村洋 鈴木新一郎 高荷聡子 間昭成 針生真由美 平間正浩 門田巧 八木橋浩子 山下まり 和田達雄 (欠席委員=赤坂和昭)
	事務局 石澤保健衛生部長 下川保健所長 相原生活衛生課長 齋藤生活衛生課主幹兼食品衛生係長(司会進行) 阿部食品監視センター所長 那須食肉衛生検査所長 櫻井消費生活センター所長 佐々木農業振興課長 難波中央卸売市場業務課長 清水教育局総務企画部参事兼健康教育課長 相原宮城野区衛生課長 兵藤若林区衛生課長

発言者等	発言内容
司会	<p>< I . 開会 > 第 28 回仙台市食品安全対策協議会を開催いたします。</p> <p>< 配布資料確認 > まず資料の確認をさせていただきます。 不足がございましたら、お知らせください。 なお、事前に資料を郵送しておりましたが、若干追加、修正した部分がありますので、会議では本日お配りしております資料をご参照くださいますようお願いいたします。</p> <p>< 欠席委員 > 本日は赤坂委員から欠席のご連絡をいただいております。</p> <p>それでは事務局を代表いたしまして、下川保健所長よりごあいさつを申し上げます。</p>
保健所長	<p>< II . 開会時の挨拶 > 皆様、こんにちは、保健所長の下川でございます。 本日はお忙しい中、お集まりいただきましてありがとうございます。 本日は、前回ご協議をいただきました平成 29 年度食品衛生監視指導計画につきまして、一般市民の皆様からご意見を募集し、いただいたご意見を踏まえました修正点について、本日皆様にご意見を伺いたいと存じます。平成 29 年度アクションプランにつきましても、ご意見を踏まえて、一部修正を加えておりますので、そちらにつきましてもご意見を伺いたいと存じます。また、次第にありますように、議題とは別に BSE 対策の見直し、国の HACCP 義務化に向けた検討の状況、ノロウイルス対策、平成 29 年度に県内において予定されている大規模イベント対策についてご報告させていただく予定としております。 また、本市の食品安全のリスクコミュニケーションの取り組みのひとつでございますが、先月 17 日に市民を対象とした講演会を開催いたしました。約 150 名の方にご参加をいただいた状況でございます。今回は国立医薬品食品衛生研究所安</p>

	<p>全情報部長の畝山智香子先生をお招きいたしまして、食品がもともと持っているリスクや添加物や農薬などの人間的なリスクについてわかりやすくお話をいただきました。参加者の方々からも、食品についてさまざまな面から考えることが必要だと感じた、消費者が食に関心を持ち、学んで、知識をつけていかなければならないと感じた、などの感想をいただいております。</p> <p>食品を取り巻く環境は日々変化しておりますが、消費者・事業者・行政間のリスクコミュニケーションを推進して、それぞれの相互理解と協力の下に、食の安全確保に取り組むことが重要と考えております。委員の皆様におかれましては、本日それぞれのお立場から忌たんのないご意見を頂戴したいと思っておりますので、どうぞ本日よろしくお願ひ申し上げます。</p>
司会	<p><発言の際の注意></p> <p>次に事務局からお願いがございます。本協議会は公開で行われます。後日、議事録を作成しておりますので、ご発言いただく際はマイクをお使いくださいますようお願いいたします。</p> <p><議事></p> <p>それでは議事に入りますが、本協議会の要綱第6条に基づきまして、西川会長に議長をお願いして、議事を進めたいと存じます。西川会長より一言いただきたいと思ひます。</p>
西川会長	<p>皆様、こんにちは。</p> <p>本日はお忙しいところお集まりいただき、どうもありがとうございます。</p> <p>2月に入りまして、年度末ももう少しということで、かなりお忙しいのではないかと思いますし、あとは我々大学の方も、山下先生には今日来ていただいておりますが、赤坂先生は欠席ということで、ちょうど卒論・修士論文・博士論文というような時期になっているものですから、大学の方は大変な状況になっております。</p> <p>こういった中で食の安全は、非常に大事なことです。本年度、宮城県ではノロウイルスが非常に多いということでございまして、神奈川県でも今回話題となっておりますし、あと先ほど所長からもありましたが、HACCPの義務化ですね。国際標準化ということで、義務化がとうとう国からも打ち出されて、東京オリンピックに向けて、整備が整っていく状況になっているかと思ひます。</p> <p>そのあたりも仙台市民の方々に、食の安全安心を伝える上でも、これからの啓蒙活動が非常に大事になってまいりますので、この委員会等で十分に議論した上で、進めていきたいと思ひますので、どうぞよろしくお願ひいたします。</p> <p>本日は平成29年度アクションプラン、それから食品衛生監視指導計画等を確定する段階になっておりますので、皆さんから忌たんのないご意見いただきまして、何とか本日中に確定した上で、平成29年度に向けて進みたいと思ひますので、どうぞよろしくお願ひいたします。</p> <p>では、本日どうぞよろしくお願ひします。ありがとうございます。</p>
司会	<p>ありがとうございました。それではこれ以降の進行につきましては、西川会長にお願ひしたいと思ひます。よろしくお願ひ申し上げます。</p>
西川会長	<p><署名委員の指定></p> <p>はい、それではまず議事に入る前に、議事録の署名委員の指名から始めたいと思ひます。この協議会では議事録を作成し、市民情報センターやホームページで</p>

	<p>の公開を予定しております。議事録の適正な作成のために、委員全員の署名に代えて、予め署名する委員を指名する、会議録署名制度を採用しております。</p> <p>つきましては、今回この会の署名委員として、副会長の大友委員にお願いしたいのですが、よろしいでしょうか。</p> <p>(大友副会長了承)</p> <p>はい、どうもありがとうございます。それでは大友委員に議事録署名委員ということでお願いしたいと思います。</p>
西川会長	<p><Ⅲ. 議事開始></p> <p>【議題(1)平成 29 年度アクションプラン(案)について】</p> <p>それでは早速ですが、次第をご覧くださいまして、議題の(1)になりますが、平成 29 年度アクションプランについて、事務局から説明をお願いします。</p>
生活衛生課長	<p>事務局生活衛生課の相原と申します。よろしく申し上げます。</p> <p>それでは、資料 1 平成 29 年度アクションプラン(案)に基づき、説明申し上げます。平成 29 年度のアクションプラン(案)につきましては、前回の協議会においてご協議をいただき、食物アレルギー対応につきまして、ご意見を頂戴したところ です。</p> <p>資料 1 の 3 ページをご覧ください。3 ページの下から 6 行目のところでございます。大きなカテゴリーでは 1-4-3 の老人福祉施設、障害福祉施設等の給食の部分で、利用者のアレルギー疾患等の把握による管理状況、こちらが記載してありますが、学校や保育所などについてのアレルギー対応の記載が無い、そういったご意見でございました。</p> <p>本市における学校や保育所などの給食では、従前から食物アレルギー対応を進めていたところですが、特に記載はしていなかったということでございます。今回、ご意見を踏まえまして、食物アレルギーの対応について記載することとしました。</p> <p>それでは 2 ページの網かけのところをご覧ください。1-4-1 の学校給食の安全性確保のカテゴリーの一番下の部分でございます。食物アレルギー対応食の提供及び対応充実のための教職員研修会の実施、こちらの部分を追記したところ です。続きまして 3 ページの 1-4-2 の保育施設の給食の部分でございます。保育施設に対する食物アレルギー疾患を有する幼児への対応の確認と指導、こちらを追記いたしました。続きまして 4 ページになります。障害福祉施設とそれから児童福祉施設の給食の部分でございますが、アレルギー疾患等のある入所児童に対し、必要な配慮がされているかの確認・指導、こちらを追記したところでございます。繰り返しとなりますが、いずれの食物アレルギー対応の追記につきましては、これまでも従前より取り組んできた事業でございます。</p> <p>このほか、文言の修正がいくつかございますが、いずれも表記上の修正であり、施策に変更はないということを、西川会長より確認をいただいております。以上です。</p>
西川会長	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは今ご紹介いただいたアレルギーに関する追記につきまして、皆さんからご意見をいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。3 カ所の追記がなされておりますが、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。</p> <p>はい、それではお認めいただきましたので、まずは(1)アクションプランについての、アレルギーに関する追記についてご承認を頂きました。</p>

西川会長	<p>【議題(2)平成29年度食品衛生監視指導計画(案)について】</p> <p>それでは続きまして、議題(2)になりますが、平成29年度食品衛生監視指導計画(案)につきまして、事務局から説明をお願いいたします。</p>
生活衛生課長	<p>それでは平成29年度本市食品衛生監視指導計画につきまして、市民からの意見の取りまとめと意見を取り入れて修正を加えた計画案につきまして、資料の2-1と2-2と資料の3に基づき、説明申し上げます。まず資料の2-1をご覧くださいと思います。</p> <p>前回の協議会のご意見を踏まえまして、修正を加えた計画案につきまして、昨年の12月9日から26日まで、本市のホームページや市役所・区役所・総合支所の窓口などで意見募集を行ったところです。また、本市で進めております、食の安全サポーター会議の席においても、意見を求めたところでございます。</p> <p>その結果でございますが、意見書としましては15通、件数としましては36件のご意見を頂戴しました。この数は昨年度と比べますと、昨年度は意見書が39通、件数が77件でしたので、約半減という結果となりました。この理由としましては、昨年度はちょうどこの時期に東海地方を中心として、廃棄したはずの冷凍カツが出回り、食の安全を揺るがす事案が発生した時期と重なっておりまして、市民の食の安全に関心の高まりがあったからではないかと分析をしているところでございます。</p> <p>次に意見の内容別内訳を見ますと、監視指導に関することが14件、検査に関することが0件、その他監視指導計画全体に対する意見が22件でした。特に特記すべきところは検査に関するところでございます。一昨年度は30件、昨年度は6件、検査に関する意見がありましたが、今回は0件でございます。</p> <p>続きまして意見の分類です。意見につきましては例年、A・B・C・Dの4区分に分類しております。Aは計画案を概ね肯定的に捉えての意見や感想であり、2件の意見がありました。Bは計画案を概ね肯定的に捉えつつ、より強調すべき点や修正すべき点などを明記した意見であり、12件の意見がありました。Cは批判的・否定的な立場からの指摘や感想ですが、意見はありませんでした。DはA・B・Cに入らない、計画案に対する一般的な感想や要望であり、22件の感想や要望があったところです。</p> <p>このAとDにつきましては、本市食品安全行政に関する今後の貴重な感想や要望として、受け止めてまいります。Bのご意見につきましてはできるだけ、今回の監視指導計画に反映させることとしました。</p> <p>それでは、資料2-2の市民からの意見と資料3の監視指導計画(案)本文に基づき、前回からの修正点について説明申し上げます。まず、この監視指導計画(案)の2ページをご覧ください。「はじめに」のところでございます。この「はじめに」の文章につきましては、前回の協議会におきまして、次回の協議会までに食品安全に関するトピックスを中心に、文章をお示ししたいと申し上げたところでございます。</p> <p>この間、昨年11月に冷凍メンチカツによる腸管出血性大腸菌0157の食中毒が、神奈川県を中心に秋田や広島など広域で発生したところでございます。原因としましては、冷凍メンチカツを十分に揚げていなかったため、中心部分まで熱が行き渡らなかったことが推定されております。</p> <p>また最近、食肉フェスティバルと称した、肉料理の提供を目的とした野外イベントが全国的に開催されているところであり、仙台市においても昨年、榴岡公園で開催されたところです。昨年、東京や福岡の食肉フェスティバルでは、提供した肉の不十分な加熱により、大規模なカンピロバクター食中毒事件が発生したところであり、トピックスとして記載しました。</p>

一方、西川会長からもお話がございましたが、厚生労働省では平成 32 年に開催される東京オリンピック・パラリンピックを見据えて、国際的に採用が進んでいる HACCP による自主衛生管理について制度化を進めることを表明しております。また一昨年、食品表示法が施行されてから、1 年半の経過期間を経て、昨年 10 月 1 日より生鮮食品について新表示がスタートしたところです。これらトピックスを取り入れて「はじめに」に追記しました。

それでは資料 2-2 の意見を踏まえた監視指導計画の修正点を報告します。資料 2-2 をご覧ください。この網かけの部分が、先ほどの意見の分類の B の部分でございます。

まず、No.3 の部分でございます。こちらのご意見の要旨は「HACCP を一般市民に広げることは難しい、一般市民に広げるよりも食品企業に広げたらどうか」というご意見でございました。資料 3 本文の 4 ページ(2)をご覧ください。これまでも食品等事業者に対する HACCP の推進を懸命に進めてきたところでございます。特に今年度参加しております、国の地域連携 HACCP 導入実証事業などで得られた知見を活用して、監視指導や衛生講習会の機会を通じて、普及を進めてまいりました。今後、国では食品等事業者に対して、HACCP の義務化の方針を打ち出しており、あと数年でございますので、速度感を持って普及推進を進める必要がございます。

そこで本市は昨年度より、市内の食品営業者の団体である公益社団法人仙台市食品衛生協会に、HACCP の普及啓発の協力をお願いしておりますので、公益社団法人仙台市食品衛生協会を通じた普及啓発を行いますと、文言の追加修正を行いました。また 2 の見出しですが、ご意見もありましたので、市民にまず HACCP を浸透させていかなければいけないというところで、普及啓発の表現を理解促進と修正いたしました。

続きまして資料 2-2 の 1 ページ No. 4～6 をご覧ください。同じ意見が 3 件ということで、No. 4～6 としております。ご意見の要旨ですが、「食品等事業者がもっと仙台 HACCP の評価を受けるように、助言だけではなく、支援もしてください」ということと、「仙台 HACCP をもっと広めてください」というご意見でございます。

それでは、本文 3 ページと 4 ページ(2)をご覧ください。本市では、HACCP の手法を用いた自主衛生管理の推進をこの重点事業の第 1 位に位置づけておまして、HACCP の普及推進と、本市独自の制度である仙台 HACCP を活用した自主衛生管理を推進しているところでございます。HACCP や仙台 HACCP につきまして、関心や相談があった場合は、現場の立ち入り検査を含めて、意見交換を行い、評価が取得できるように、積極的に支援しているところです。

HACCP の普及を推進していることを積極的に市民に知っていただくためにも、助言だけではなく、支援という文言を 4 ページに追加したところでございます。また、これからの HACCP の義務化を見据えて、先ほど申し上げました公益社団法人仙台市食品衛生協会の協力もいただきながら、仙台 HACCP につきましても普及に務めてまいります。

続きまして資料 2-2 の 2 ページ No. 7～9 の意見でございます。こちらも同じ意見が 3 件です。ご意見の要旨でございますが、食の流通拠点である仙台市中央卸売市場について、HACCP による自主衛生管理の導入を推進したらどうかというご意見でございます。それでは本文 10 ページ(2)①と③をご覧ください。仙台市中央卸売市場本場は水産物と青果を取り扱っております。また仙台市中央卸売市場食肉市場は食肉を取り扱っています。いずれの施設も仙台市の食の一大拠点であり、食の安全性確保が最大限求められる最重要施設のひとつです。

仙台市中央卸売市場本場は、既に平成 17 年よりマグロの低温せり売場を設置して、マグロを直接床置きしないなど、HACCP の考え方に基づく施設改修を一部導入しております。今後も市場内の食品等事業者に対し、HACCP の手法を用いた衛生管

	<p>理の普及啓発を進めてまいります、と文言を加えました。</p> <p>また、③でございますが、中央卸売市場食肉市場につきましては、国では食品衛生法に基づく営業施設と合わせて、と畜場についても HACCP を義務化する方針であることから、具体的な取り組みが進むように支援することと修正を加えたところでございます。</p> <p>続きまして資料 2-2 の 2 ページ No. 10～12 をご覧ください。こちらの意見の要旨でございますが、食中毒発生時には健康被害の拡大防止のため、市民へ情報提供するとともに、学校へも情報提供をしたらどうかというご意見でございます。こちらは本文の 14 ページ(1)をご覧ください。</p> <p>これまでも食中毒事件が発生した場合は公表を確実に行ってまいりましたが、具体的な公表の方法が記載していなかったため、ご意見を踏まえまして、市のホームページや報道機関へ公表する、と表現を加えたとともに、文言を修正したところでございます。</p> <p>なお、食中毒事件等が発生した場合につきましては、関連のある本市のアクションプラン構成課に対して、速やかに情報提供を行っておりますので、学校に係る食中毒事件が発生した場合は、速やかに学校の担当課、健康教育課に情報提供をしているところでございます。</p> <p>続きまして、資料 2-2 の 2 ページ No. 13 と 14 をご覧ください。こちらは類似している意見でございますので、合わせて修正を加えたところでございます。ご意見の要旨でございますが、食品表示について、仙台市消費生活センターや消費者庁などと連携強化してほしいというものでございます。</p> <p>こちらにつきましては、本文 16 ページ(6)をご覧ください。食品の適正表示の徹底につきましては、仙台市食品の安全性に関する基本方針において、施策の柱の 1 つとしておりますが、監視指導計画には記載がなかったことから、ご意見を踏まえまして、食品表示の保健事項や品質事項に関する相談等については、庁内関係課と連携して対応します、と文言を加えたところです。</p> <p>それから本文 19 ページ(4)①をご覧ください。食品表示のうち、品質に関する事項につきましては、これまでも宮城県の適正表示協議会、それと東北六県食品表示検討会議に参加しまして、消費者庁や東北農政局、宮城県、仙台市消費生活センターと連携を進めてまいりました。この部分の記載がありませんでしたので、「なお、食品表示についても、消費者庁及び東北農政局等、表示担当部局との連携強化を図ります」と文言を加えました。</p> <p>市民からのご意見を踏まえまして、平成 29 年度食品衛生監視指導計画の前回からの修正点は以上です。</p>
西川会長	<p>ありがとうございます。</p> <p>ただいま事務局から、食品衛生監視指導計画についての修正点をご紹介いただきましたが、委員の皆様から何かご意見ございませんでしょうか、どうぞ。</p>
高荷委員	<p>食の安全情報アドバイザーの高荷と申します。</p> <p>いくつか質問というか、今年のご意見が少なかったという件です。たしか前年度は食の安全サポーター、アドバイザー全員に指導計画案を事前に送って、事前に読んで、それからもし伝えたい感想などがある方は前もってまとめてください、もしくは後日送っても構いませんという流れになっていたと思いますが、今年はそうではなく、サポーター会議のときに突然この監視指導計画について説明があり、そして意見をまとめてくださいと言われて、サポーターさんの中にはこの食品衛生監視指導計画が一体何の、どういう目的で、なぜつくられて、なぜ自分が意見を述べなければならないのか、というのがわからない方が非常に多かつ</p>

	<p>たです。</p> <p>もしかしら、事前に送る手間があったのかなということも思ったのですが、やはり幅広い意見を集めるという目的があるのであれば、サポーターに事前に送って、目を通していただいて、大変だとは思いますが、そして幅広い意見を集められるようにした方が良くはないかと思いました。</p> <p>ちょっとこの一般の方からの意見が少なかった件について、実際に食の安全サポーター会議で集まった意見と、あとそれ以外からの意見というのは、純粋に市民の方が送られた意見というのはどのくらい数があったのかということ、ひとつお尋ねします。</p>
生活衛生課長	<p>ご意見ありがとうございます。</p> <p>まず、サポーター会議で意見をいただいているシステムでございますが、確かに前年度までは事前に監視指導計画案を送って、当日サポーター会議の中でご意見を頂戴して、ディスカッションをやってきたということでございます。今年度につきましては、計画案を当日配りはしましたが、後日年末までじっくりと考えていただいて、後ほど提出していただければという説明を申し上げました。事前に送って、当日ご意見を頂戴するか、当日資料をお配りして、後日期間内でご意見を頂戴するか、そういう違いかと思いますが、説明が至らない点などがあつたかと思ひます。今後どういった形で意見を取り上げていけばいいのか、十分検討させて頂ければと思ひます。</p> <p>また、この意見の中にサポーターからの意見と、純粋に市民からの意見がどの程度あつたかというのは、大変恐縮ですが、今、手もとに資料が無いので、確認して追って報告を差し上げたいと思ひます。</p> <p>さらに私ども事務局としては、件数が減つたことが、よろしくないという認識ではなく、むしろ減つたことで、意見交換、リスクコミュニケーションがしっかり進んでいるのではないかと、そういった考え方も一方ではございまして、特に先ほど説明しました検査の件が、年々減つて、今年度は0件になつたということは、これから説明しますBSEの検査や福島原発事故に伴う放射性物質の検査等についても出荷自治体でしっかりと検査をしていて、安全性が確認できるので、あえて繰り返し件数を増やして検査しなくても、安全性は担保できるのではないかと、そういったリスクコミュニケーションが進んだ結果ではないかと、そういった考え方も私どもは持っているところでございまして、以上でございまして。</p>
西川会長	<p>よろしいですか。その他ご意見いかがでしょう。</p> <p>それでは、私から針生委員にお聞きしたいのですが、今回市民からのご意見等で、監視指導計画の2ページの「はじめに」のところに、加筆があつたわけですが、生肉とかあるいは加熱不足による食中毒ということが出てきておりますが、実際に家庭や、あるいは小中学校での理解は、どれくらい進んでいるか、ちょっと気になるのですが、そのあたりご意見があつたら、お聞かせいただきたいのですが、いかがでしょうか。</p>
針生委員	<p>仙台市PTA協議会副会長の針生と申します。</p> <p>ご質問いただいた件ですが、小学校はイベントなどで、食を出すことはありまして、そういったところでは、やはり生肉など加熱をきちんとしないといけない食品は、基本的には出さないという傾向にあります。</p> <p>家庭では、しっかりと加熱して食を出しているとは思ひますが、危険の高いと言ひますか、そういったものは、あまり出さないという傾向が正直あると思ひます。やはり食は基本で絶対安全が第一であると思ひますが、その中でも自分たちは、</p>

	<p>どういうところに気をつけなければいけないのかを勉強することも大事だと思っています。</p>
西川会長	<p>そうですね。学校ではそういう対策を取っていると思いますが、できれば学校からご家庭にも、お父さんお母さん、特にお母さんに、そういう啓蒙というか、もちろんご存じの方も多いと思いますが、学校でも話が出ていることを何とかお子さんから逆に伝えてもらうということも大事なのかもしれませんね。</p> <p>そういうこともPTA協議会の中からも、示していただければなと思いますが、どうですか。</p>
針生委員	<p>そうですね。小学校では学年行事として給食参観がありまして、その中で栄養士さんからお話を必ず聞くようになっておりまして、そちらは参加率も高いです。そういった面でいろいろ気になる点を聞く機会というのがあります。</p> <p>また、学校全体として、食に関する通知が書面でいろいろありますが、それを本当に意識して読んでいるか、ちょっと疑問はありますが、やはり、家庭の中でも、食に関しての意識というのは、持つ必要はあると感じております。</p>
西川会長	<p>引き続きPTA協議会からもそういうご指導と言いますか、お願いしたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。</p> <p>それから「はじめに」のところで少し出ておりますが、食品表示法ということで昨年10月から、生鮮食品の表示がスタートしたということですが、このあたり門田委員から、もし情報がありましたら今の取り組み状況などをご紹介いただければと思います。いかがでしょう。</p>
門田委員	<p>仙台中央卸売市場青果を担当します門田です。今、会長からお話がありましたが、平成28年10月から食品表示法がスタートしました。今市場では、特に我々が扱っているものに関しては、生産者、それから出荷者側でも特に混乱というのは見られていないので、そういった意味では浸透しているのかなという気がします。</p> <p>それから、新しく始まりました機能性表示食品ですが、これも青果の方では非常に少ないですが、今流通しているのは、みかんで、これは仙台市民の皆さんも購入できます。静岡のみかんです。</p> <p>表示関係は我々も十分注意しながら、日々チェックしていきまして、その辺は今後も気をつけていきたいと思っております。</p>
西川会長	<p>はい、ありがとうございます。静岡の三ヶ日みかんだったと思いますが、やはり売れ行きは変わるものですか。ちょっと違う視点で申し訳ないですが。</p>
門田委員	<p>どうですかね、商業的なそういう部分もあります。ただ、機能性表示食品と認定されても、食べ過ぎはよくない、どうしてもみかんを食べ過ぎると黄色くなる、事実そうなので、特にお子さんの場合はほどほどに。</p>
西川会長	<p>ありがとうございます。</p> <p>それから4ページのところにも加筆がありましたが、HACCPについての市民の理解を促進するということが出ております。</p> <p>岡崎委員にちょっとお聞きしたいのですが、このあたり、普及の啓蒙について記載が追加されましたが、現在の実施状況などがおわかりでしたら教えていただけると助かります。</p>

<p>岡崎委員</p>	<p>仙台市食品衛生協会の岡崎です。よろしくお願いいたします。この HACCP の推進と市民への理解促進というところですが、食品衛生協会では食品衛生指導員という、事業者の養成講習会を受けて、他の施設を指導できるような立場の方が、今仙台市に 180 名ほどおられて、年間 6,500 件ぐらい巡回しております。そのときに仙台 HACCP というのはこういうものです、取り組んだらどうですかというような説明書を配布しながらやっております。</p> <p>あと HACCP につきましては、これは仙台市から委託されておりますが食品衛生責任者講習会のカリキュラムの中にも HACCP は入っていますが、独自のパンフレットも作りまして、講習会の中でも HACCP の理解を進めるようにしております。</p> <p>大体、事業者に対してはこの 2 点で PR しているところですが、今日お配りしている資料、実は農林水産省が HACCP を国民、こちらで言えば市民ですね、に普及するため、全国で数十万枚作成し、日本食品衛生協会に配布を委託したところ。裏面をご覧くださいなのですが、作成するにあたり、東日本と西日本で、もともと HACCP に前向きに取り組んでいる施設を 1 施設ずつ載せましょうという話になりまして、仙台市の白松がモナカ本舗の赤坂工場というところが、仙台 HACCP に随分前から取り組んでいてやっているということで、選ばれて掲載されました。</p> <p>このチラシを各区役所の中にあります我々の事務所、あるいはその各区の指導員の方々の事業所というのはお店で、そのお客さん、つまり市民の方に配布するとともに、この白松がモナカ本舗では販売するにあたって、自分たちのこの製品はこういう衛生管理でつくっておりますというのを、手提げ袋の中にこのチラシを入れながら、販売して、市民といいますかお客さんへの PR に努めたという経過がございます。こういった形で様々な PR の方法を工夫しながら、今後も理解促進に努めてまいりたいと考えております。よろしくお願いいたします。</p>
<p>西川会長</p>	<p>ありがとうございます。啓蒙活動を現在されているということで、これからも継続してお願いしたいと思います。</p> <p>あと、現場サイドということで、10 ページになりますが、流通拠点の安全性確保、この中にも HACCP ということが追記されておりますが、中央卸売市場だと思いますが、このあたり、鈴木委員に事業者の立場から、中央卸売市場での流通段階 HACCP の普及について、今の状況等を教えていただくと助かります。いかがでしょう。</p>
<p>鈴木委員</p>	<p>中央卸売市場水産物担当しています鈴木と申します。よろしくお願いいたします。</p> <p>先ほど事務局からございましたとおり、平成 17 年に全国に先がけて、マグロの低温売場を整備するなど、衛生対策は進めてまいりました。この度、国においても卸売市場整備方針を策定して、市場整備を進めていますが、その中で HACCP の考え方を取り入れた施設、設備に努めるよう記載されており、今後も開設者の協力の下、引き続き安全な流通を目指して、品質管理の向上に努めてまいりたいと思っております。以上です。</p>
<p>西川会長</p>	<p>ありがとうございます。従来から行っていることに加えて、市場内での啓蒙活動ですね、積極的にこれからも進めていただくようお願いしたいと思います。</p> <p>それからもう 1 ヶ所ということになりますが、食肉市場についての状況について、和田委員から差し支えなければ、ご紹介をお願いできますか。</p>
<p>和田委員</p>	<p>食肉市場の和田と申します。</p> <p>食肉市場では今、HACCP ということで、取り組み中ということでございます。一応、衛生検討委員会を市場の中で立ち上げて、仙台市の指導の下、食肉衛生検査所</p>

	<p>の助言をいただきながら、今進めており、できれば4月までで、何らかの目途を立てたいというような形で進めているところです。</p>
西川会長	<p>ありがとうございます。4月までに進め方の目途を立てていただくということ、また、次回でご紹介いただけるとありがたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。</p> <p>それではこの全体を通じて、食品衛生監視指導計画について、そのほか何かご意見ございませんでしょうか。追記された部分以外にも気になる点がございましたら、どうぞ。</p>
木村委員	<p>せんだい・みやぎ消費者支援ネット木村と申します。よろしくお願いいたします。</p> <p>全体の枠組みの中で、先ほど西川会長から針生委員にご質問していただいたのですが、学校教育、私たちは消費者問題に取り組んでいて、今一番重要課題の1つは消費者教育、これを進めていただきたいという気持ちが多いです。</p> <p>特に重点的に考えているのは環境です。それからこの食の問題。あとお金の問題というものがありますが、この食の問題もやはり積極的に、いわゆる教育者の立場から、いわゆる食育として授業の中から、食育として、教育として、非常に発信してほしいな、ということをお願いしたいと思っております。</p> <p>ということで小学校、あるいは中学校ですが、小学校は6年間、中学校は3年間を特にその中で、いわゆる幼稚園とか低学年であれば、手洗いとか衛生面を強調していただくとか。あと高学年とか中学校になれば、健康、衛生、食育についてですか、何らかのアプローチはしていると思いますが、その実態というものをきちっと、いわゆる行政側と教育を発信する側とですが、その辺をきちっと確認しておくというような、そういうことが基本として大切ではないかと思えます。</p> <p>ですから、そんなに難しいことではなくて、教育要項の中の末端の方に、そういうことが行きわたるような進め方というものを考えていただければ、非常に助かると思っております。</p> <p>なぜ、こういう考え方を持ったかと言いますと、選挙権が18までになりまして、そうすると保護者の立場というのは、今までだと20歳まででした。親がいわゆる子どもの責任を代わって持てる領域って言うのでしょうか。そうした場合に、逆に何か事件あったときに、親が代わって子どもの保護ができるっていうことですね。それが今度18からその責任を負わなくてはならないというのが直近のことで問題になっているわけです。</p> <p>一方、その子どもの教育というのは、やはり早いうちから、やはりこういうものを強化するような、いわゆる枠組みというものを持っていかないと、なかなか大人になる、そういうところに十分な知識を習得しているかというのは今、大変に子どもはそういうものに懸念を持っているということでもあります。ちょっと話が長くなりましたが、以上でございます。よろしくお願いいたします。</p>
西川会長	<p>ありがとうございます。今ご意見いただきましたが、これは監視指導計画の文言ということよりは、全体的なお話だと思いますが、事務局から何かありますか。</p>
健康教育課長	<p>教育局教育委員会で学校給食を担当しております健康教育課の清水でございます。</p> <p>学校給食におきましては、2通りのパターンがございまして、1つは学校独自でつくっている、いわゆる単独調理校。それから給食センターから配食されるセンター対象校と2通りございます。</p>

	<p>そのうち単独の調理校におきましては栄養教諭、あるいは栄養士が配置されております。その栄養教諭・栄養士による食育といいますか、給食を通じた食の指導、そして食育ということについては、日々学校の中で行われているところがございます。</p> <p>また、給食センター対象校におきましても、給食センターの栄養士が年に数回、学校に直接出向きまして、同じような食に関する指導、あるいは食育に通じるような講話などをしながら、児童生徒への啓発を行っているというところでございます。</p>
西川会長	<p>ありがとうございます。行政サイドからもそういう教育を今、行っているということで、食育の中にこの食の安全ということも盛り込みながら、引き続き教育委員会として、そういうご指導をしていただくように、よろしくお願ひしたいと思ひます。</p> <p>それから、PTA 協議会を通じて、学校でも先生方から、そういう啓蒙活動をしていただくという申し出を是非、針生委員からしていただければと思ひます。そういうことでよろしいでしょうか。はい、ありがとうございます。</p> <p>それでは全体を通じてこのアクションプラン、それから食品衛生監視指導計画の案について、ご意見をいただきましたが、事務局からのこの修正案のとおりとして、進めさせてよろしいでしょうか。</p> <p>はい、それではこの2つにつきまして、事務局で確定の手続きに入っていただきたいと思ひますので、どうぞよろしくお願ひいたします。</p> <p>それから今日以降、何か表現の仕方などで軽微な変更等ございましたら、それにつきましては事務局と、私で協議して修正したいと思ひます。そのあたりご了解いただければと思ひます。よろしいでしょうか。どうもありがとうございます。そのように進めさせていただきます。</p> <p>それでは続きまして、今後のスケジュール等について事務局から説明お願ひしたいと思ひます。どうぞ。</p>
保健衛生部長	<p>保健衛生部長の石澤と申します。今日は協議ありがとうございます。本日も議論いただきました次年度のアクションプランと監視指導計画につきましては、3月中に確定手続きを行いまして、市民の皆様に公表という形にしたいと思っております。</p> <p>また、食品衛生監視指導計画につきましては、厚生労働省と消費者庁へ報告という形で進めさせていただきたいと考えております。どうぞよろしくお願ひいたします。</p>
西川会長	<p>ありがとうございます。それでは以上で本日の議題については終了となります。</p>
西川会長	<p><IV. 報告事項> 【報告事項(1) 国内の牛海綿状脳症(BSE) 対策の見直しについて】 引き続きまして報告事項に入りたいと思ひます。 まず、(1)国内のBSE 対策の見直しについてということで事務局から報告をお願ひします。</p>

<p>食肉衛生検査 所長</p>	<p>食肉衛生検査所でございます。それでは私から報告資料1と厚生労働省から出されております文書をご覧いただければと思います。報告資料1からご説明いたします。</p> <p>最初に概要でございます。国、厚生労働省において平成29年4月1日から、BSE検査対象の見直しを予定しており、これに向けた手続きが進められていると現在進行形で書いてあります。こちらが何を意味するかと申しますと、実は昨日の夜、国から通知がありまして、慌てて確認をしたというところでございます、現在進行形だったところが、この国からの通知に基づきまして、法令に書き込まれたところがございます、4月1日から実施をするということが確定されたところがございます。</p> <p>それでは報告資料1にお戻りいただきまして、これまでどうなされてきたのか振り返りをしながらご説明したいと思っております。これまでの推移でございますが、1999年代に英国を中心としまして、いわゆるBSEが発生をいたしまして、その段階で人への感染というものが示唆されたところがございます。我が国におきましては、平成13年の9月に初めての感染牛が確認をされまして、同年の10月からはいわゆる全頭検査が開始されたところがございます。その後、BSE対策であります飼料の規制、あとは特定危険部位の措置が行われまして、これらは世界的に実施をされておりますので、世界的に見ても発生は減少してきたところがございます。</p> <p>(1)BSEの検査対象月齢でございます。こちらがBSE対策特別措置法という法律により、決められてきたものがございます。13年の10月ですが、これは全国一斉に開始をしたというところですが、平成17年の8月ですが、安全性が確認された、科学的に確認されたということがありまして、検査の対象月齢が21カ月齢以上という形になってございます。</p> <p>次に平成の25年の4月に、対象月齢が30ヶ月齢に引き上げられたというところがございますが、平成25年の6月までは全国の自治体におきまして、自主的な全頭検査が継続されてきたところがございます。平成25年の7月でございますが、検査の対象月齢が48ヶ月齢超に引き上げになりまして、この段階から全国的にも法令に基づく検査対象として実施がされてきたというところがございます。</p> <p>(2)が本市における検査の対象でございます、平成13年10月から全頭検査を行っておりまして、平成25年7月からは48ヶ月齢超の牛で、実績としましては平成26年度が6,500頭あまり、平成27年度で6,270頭あまりというところがございます。24ヶ月齢以上でいわゆる神経症状を呈しているような牛につきましては、実績といたしましては平成26年度、27年度とも確認されていないところがございます。</p> <p>全頭検査から始まりまして、現在までに仙台市では30万頭あまりの検査をしてきたところがございます、すべて陰性で、陽性になったものはないというような状況でございます。</p> <p>3が国の動きでございます。これは厚生労働省の動きでございます、平成27年12月に、全国的に発生が見られないということから、健康と畜牛のBSE検査の廃止を食品安全委員会へ諮問しました。翌平成28年8月でございますが、食品安全委員会から評価結果がもたらされたところがございます。</p> <p>具体的な中味でございますが、48ヶ月齢超のBSE検査を廃止しても人への健康影響は無視できるといったところが1つ。もう1つは生体検査で神経症状などを呈する24ヶ月齢以上の牛は引き続き、BSE検査を実施する必要があるという、大きくこの2つが示されたところがございます。</p> <p>厚生労働省は、このような状況を受けまして、平成28年12月12日から平成29年1月10日まで、パブリックコメントを国民に対して実施してきたというところがございます。このパブリックコメントの状況等々を鑑みまして、平成29年1月</p>
----------------------	--

	<p>の25日でございますが、全国の自治体向けに厚生労働省と農林水産省の2つの省庁から全国一斉に検査の見直しを滞りなく実施してほしい旨の依頼が寄せられたところでございます。</p> <p>平成29年の4月1日、こちらは予定と紙上はなっておりますが、先ほどご紹介したとおり、法律に書き込まれたところという段階になっております。仙台市の今後の取り組みでございますが、こうした国の方針に基づきまして、48ヶ月齢超の健康牛は検査の対象から除外するが、24ヶ月齢以上の神経症状等を有する牛の検査は継続して、今後も実施していくというところでございます。報告事項は以上でございます。</p>
西川会長	<p>ありがとうございます。ただいまBSEの検査の見直しということで、ご報告をいただきましたが、何か委員の皆さんから質問等はございますか。</p> <p>厚生労働省からも昨日、通達があり、健康牛については検査を廃止するという事になったと。これは当然、神経症状を有するものについては継続するという意味も含んでいると思いますが、委員の皆さんからご意見いかがでしょうか。ご質問ございませんでしょうか。よろしいですか。</p> <p>では、報告1は、これで終わりたいと思います。</p>
西川会長	<p>【報告事項(2)食品衛生管理の国際標準化に関する検討会最終とりまとめについて】 それでは続きまして(2)食品衛生管理の国際標準化に関する検討会のとりまとめについて、事務局から説明をお願いします。</p>
生活衛生課長	<p>それでは報告資料2に基づきまして、食品衛生管理の国際標準化に関する検討会の最終とりまとめについて、概要を報告します。この検討会につきましては、前回の協議会において、中間とりまとめをご紹介したところでございます。昨年12月26日に第7回の検討会が開催されまして、最終とりまとめが公表されたところでございます。</p> <p>資料1枚目でございますが、検討会の趣旨と主な検討事項と構成委員とスケジュールにつきましては、ご覧のとおりでございます。1枚おめくりいただいて、これが最終とりまとめの概要ということで、こちらにつきまして説明を申し上げます。</p> <p>まず、現状の要約でございます。この食品衛生管理の国際標準化であるHACCPがもう既にアメリカやEU、そして中国を中心に義務化が進んでいるということで、先ほどから何度かお話ししておりますが、平成32年に開催される東京オリンピック・パラリンピックなどを見据えて、我が国の食品衛生管理の水準を国際レベルに引き上げる必要がある、そういった現状を分析しております。</p> <p>続きまして、趣旨でございます。○の1番目でございますが、国内の食品の安全性のさらなる向上のためには、HACCPによる衛生管理の定着を図る必要があると。そして○の最後でございますが、我が国のHACCPは食品ごとの特性や事業者の状況等を踏まえ、小規模事業者等に十分配慮した、実現可能な方法で着実な取り組みを推進するものとしているところでございます。</p> <p>これまで国としてのHACCPの取り組みでございますが、平成8年に食品衛生法を改正いたしまして、総合衛生管理製造過程、通称マル総といわれておりますが、こちらはFAO世界食糧機関とWHO世界保健機関の2つの合同機関であるコーデックス委員会で定めた厳格なHACCPの導入を国は当初から進めてきたところでございます。</p> <p>このコーデックスHACCPは、これまでも何度か説明しておりますが、7原則12手順を守らなければならないということで、現在この法律に基づきますと、牛乳や</p>

	<p>清涼飲料水、食肉製品など6食品群で、それも非常に規模の大きい工業生産の食品工場のようなところでなければ、適用が困難であったところがございます。</p> <p>それでは HACCP が中々進まないということで、本市におきましては、すべての製造調理加工施設に対しまして、仙台 HACCP による評価制度を創設したところがございます。この制度自体は、7 原則 12 手順を段階的に達成した場合に、5 段階評価で評価して、事業者には HACCP への取り組みへの意欲を高めて、着実にコーデックス HACCP に到達できるように、自主衛生管理を進めていく。そういった狙いを持って、この 10 年やってきたところがございます。</p> <p>ところが今、最終とりまとめでも、現状や趣旨が書いてあったとおり、国自体がこの厳格なコーデックス HACCP を国内のすべての食品関連施設に適用させようとしたため、食品業界だけではなく、実際に行政の最前線である地方行政からも実現可能なのかと、そういった疑問視する意見が相次ぎまして、この検討会の設置に至ったというところがございます。</p> <p>続きまして、この検討会でございますが、先ほど趣旨の最後の〇でお話し申し上げましたが、小規模事業者にも十分配慮した、実現可能な方法でということで、国としてもコーデックス HACCP という厳格な HACCP を、全施設にはなかなか適用できないのではないかと、そういう方向性で検討会の議論が進んだところがございます。</p> <p>〇の4つ目でございますが、この検討会においても議論がありまして、やはりこのコーデックス HACCP をすべての営業施設に適用することは現実的ではないという結論に達しまして、HACCP を従来のコーデックスを要件とする基準 A と、弾力的な取り扱いを可能とする基準 B の2つに分けて、適用する。そういう取りまとめになったところがございます。具体的にこの基準 B はどういった内容になるのかでございますが、今後国としましては、業種別に事業者の実情を踏まえた手引書を作成して、その基準 B の策定の作業に取りかかるということでございます。</p> <p>本市としましては、本年度参加した地域連携 HACCP 導入実証事業で、さまざまなノウハウを吸収しているところがございますので、今後來たる HACCP の義務化がなされた場合には、スムーズに移行できるように、これからも国や食品等事業者の動向を注視していくこととしております。</p> <p>最終とりまとめ本文につきましては、後ほどご高覧いただければありがたいと思います。私からは以上でございます。</p>
西川会長	<p>ありがとうございます。ただいま HACCP の義務化ということで、議論されている内容につきましてご紹介いただきましたが、委員の皆様から質問、あるいは意見がございましたら、是非お願いいたします。いかがでしょう。</p>
高荷委員	<p>食の安全サポーターのご意見をここで伝えさせていただきますと、サポーター会議で初めて、仙台 HACCP や HACCP という存在について知ったという方が非常に多く、そういうことを知っていたら、その HACCP マークがついているものや仙台 HACCP マークがあるものを選んで買ったのに、というご意見は、今まで3年間活動させていただいて、いろんな方からお聞きしております。</p> <p>企業、小規模事業者は、すぐ導入するのが大変だろうというところで、ハードルが高いものだと思いますが、この HACCP が入っていることによって、買うお客さんが増えて、売り上げも上がるという、そういう、うまい構図ができてくると、小規模事業者の方も入りやすいと思います。</p> <p>それは、国の HACCP だけでなく、仙台 HACCP もそうだと思いますので、HACCP の市民に向けての広報活動の中で、このマークがついているということは安全で安心だという、そういった視点からの広報活動も続けていただけたらありがたいと思います。以上です。</p>

西川会長	はい、貴重なご意見ありがとうございます。そのあたりはどうでしょう。
生活衛生課長	<p>私どもも、先ほど監視指導計画の中で、普及啓発を理解促進という言葉に変えて、HACCP 自体が実際に一般市民にはなかなか広がっていない、「ハサップ」とも読みにくいような中で、ちょっと一人歩きしているところもありますので、粘り強く一般市民にご理解いただこうと、和田委員からご協力も賜りまして、毎年市民広場で開催する食肉祭りで、仙台 HACCP の普及啓発のためのブースをお借りしまして、様々な仙台 HACCP のグッズを提供するなど、普及に努めているところでございます。</p> <p>あと、ホームページ等でも参加施設をご案内していたりしますので、メディアへの露出等も今後考えながら、HACCP の普及を進めてまいりたいと思っております。ご意見ありがとうございます。</p>
西川会長	<p>ありがとうございます。</p> <p>その他ですが実際にさまざまな事業者の方がいらっしゃるかと思いますので、それぞれの事業者ごとに対応が違ってくるかと思います。ちょっとお聞きしたいのは、藤崎の間委員の方からで、御社は特にデパートということで、さまざまな売り場があって、食品でも幅広く販売されていますが、そのあたり、どのようなことをお考えか、もしありましたら教えていただけますと助かります。</p>
間委員	<p>はい、藤崎の間と申します。</p> <p>私ども百貨店におきましても食品部門では、食品衛生法の管理運営基準に基づいて、安全安心を第一に日々業務にあたっているところでございます。HACCP につきましては仙台市として、そして先ほど食品衛生協会の岡崎専務理事からご説明ありましたとおり、パンフレットですとか講習会の場を通して、理解促進に努めていらっしゃるところではございますが、これと併用しながら、例えば業者向けにおきましては、食品衛生監視員による立ち入り監視時など、個別の説明促進も必要となってくるのではないかと考えております。</p> <p>それによって、より理解が促進されまして、制度化の際にスムーズに移行できるのではないかと考えております。そして制度化に向けては、先ほど生活衛生課長さんからもお話がありましたが、衛生管理基準を2つ準備されているということで、我々百貨店の食品のお取り引き先では、個人事業的な取引先、小さい取引先がある中で、そういった小規模の事業者が無理なく実施可能である内容ということも、当然安全安心が一番第一ということは変わりないですが、そういったことも求められていくのではないかと考えております。</p>
西川会長	<p>ご意見ありがとうございます。まだまだ進め方について、様々なお考えがあるようですが、また機会を通じてご意見いただければと思いますので、どうぞよろしく願いいたします。</p> <p>それから事業者ということで、仙台農業協同組合の間委員にお聞きしたいのですが、間委員は営農部長ということですが、畜産業界でもそういう農場 HACCP、あるいは農業ですと JGAP というような、そういう取り組みがかなり進みつつあります。HACCP 義務化は、フードチェーンを構成するすべての食品の事業者が対象になってくるわけですが、このあたり、この義務化について何かご意見ありましたら、是非お聞かせいただけますか。</p>

平間委員	<p>仙台農協営農部の平間と申します。よろしくお願いいたします。</p> <p>この HACCP というよりも、我々は農業生産者や農家の方がつくる組合でありますから、むしろ食材を提供するような立場で考えておりました。冒頭東京オリンピックの話もありましたが、特に仙台市については経済成長を進める上で、国際化も加速しているところもあり、平成 28 年度にグローバルギャップの取り組みを始めたところです。</p> <p>農家の場合ですと、特に気象によって、工程管理が非常に左右されるということから、HACCP よりもむしろこういったグローバルギャップでの、一つ一つの工程をチェックするというので、取り組んだところであります。</p> <p>あと、具体的には、管内農業生産法人である法人格の農業者も増えてまいりましたので、そういったところもモデルにしつつ、ノウハウを蓄積していった、これを広く各農家の方にも普及することができれば、ということで今取り組みを始めたところであります。以上です。</p>
西川会長	<p>わかりました。どうもありがとうございます。生産では GAP ということで、あと生産したものを使って HACCP という形になっていくと思います。そのあたり連続性ということも大事になってきますので、引き続き、様々な面からのご指導いただければと思います。どうぞよろしくお願いいたします。</p> <p>それから主婦の方を代表してといえますか、八木橋委員にお聞きしたいのですが、少しわかりにくい部分も国の施策としてあるかと思いますが、この HACCP の義務化について、消費者の立場からご意見あれば、是非お聞かせいただきたいのですが。</p>
八木橋委員	<p>HACCP は中々ちょっとよくわかりませんが、ちょっと聞いてみたいのは、1 月 10 日ですが、加工食品の原料原産地表示制度の説明会に参加しました。夏頃に一応施行されたようですが、全部に原料原産地表示をするという改正になったのですが、これ買う側はとってもいいと思いますが、今日事業者の方がいらしているので、是非具体的にどうか聞いてみたいと思いました。</p>
西川会長	<p>今、国の方でも議論されていて、非常に難しい問題で、特に加工食品などの場合にはさまざまな原料使っているものがあります。</p>
八木橋委員	<p>そうですね。やはり買う側は、結構大事なことです。</p>
西川会長	<p>もちろん大事なことで、今、検討会の委員の方々が苦勞されていますが、市として何かその辺のことについて何かありますか。</p>
生活衛生課長	<p>食品表示の加工食品の施行が、実は平成 32 年の 4 月 1 日ということで、今年の 10 月 1 日から生鮮食品について施行が始まったということです。</p>
八木橋委員	<p>それでは、やはり皆さんの要望でそうなったということですか。</p>

生活衛生課長	<p>段階的に進めないと、中々困難な部分があります。既存の表示、ラベルも沢山ありますので、急に法改正になったからと言って、切り替えるというのは難しい、それで猶予期間が5年間設けられています。</p> <p>この原産地表示は、実は議論中で国産と輸入の表現だけでいいのか、輸入国を現実的に沢山載せるのか、それも季節によってやはり輸入国が変わりますので、そうするとラベルは同じ商品でも沢山作らなければいけないので、そういったところに事業者負担をかけないようにするにはどうしたらいいか等、様々な議論がありまして、まだ結論には至っていないかと聞いております。</p>
八木橋委員	<p>この説明会へ行って見て、事業者の方が各県、各地方からいらしていたのですが、私は消費者だからいいけれど、事業者は本当に大変だなと思いました。それでちょっと聞いてみたいと思いました。</p> <p>はい、わかりました。</p>
西川会長	<p>今、国の方でかなり議論がされている状況で、原産地が地球というような表現も出るなど非常に混沌としているような状況のようです。</p> <p>そういうことがはっきり出てきましたら、またこの場でもご紹介していきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願ひいたします。</p> <p>その他ご意見ございませんでしょうか。よろしいでしょうか。それではHACCPにつきましては以上になります。</p>
西川会長	<p>【報告事項(3)ノロウイルス対策について】</p> <p>それでは続きまして(3)になりますが、ノロウイルスの対策について、事務局からご報告をお願いします。</p>
生活衛生課長	<p>それでは報告資料3に基づきまして、ノロウイルス対策につきまして報告申し上げます。ご存じのとおり、本年度はノロウイルスによる感染性胃腸炎が県内におきまして、低年齢層を中心に大流行したところでございます。そのノロウイルスの感染経路の1つとして、生カキの安全性確保対策が強く求められたところでございます。</p> <p>報告資料3は宮城県漁協による生カキのノロウイルスの自主検査状況でございます。宮城県ではカキが全国で第2位の水揚げ高を誇るということで、安全性については県の重要産品ということで、大変力を入れておりまして、9月の第4水曜日からは生食用カキのカキむきを解禁して、安全性を確認した上で、生カキを出荷する、そういった体制を取っているところでございます。</p> <p>宮城県漁協では、尚一層の生カキの安全性を確保するため、宮城県の海域を11区分に分けて、毎週月曜日にノロウイルスの検査を実施して、検出された場合は出荷の自粛を行う、そういった体制を取っているところでございます。</p> <p>例年ノロウイルスが検出されるのが11月ぐらいになってからですが、今シーズンにつきましては、既に9月23日に松島湾で、ノロウイルスが検出されてしまったため、解禁日を延長する。そういった報道等もあったかと思いますが、結果が思わしくない中で、確実に安全な生カキの出荷を進めてこられています。</p> <p>しかしながら、12月16日の自主検査の結果を見ていただければと思いますが、11海域中10海域からノロウイルスが検出されるといった事態となりました。その資料の裏を見ていただければと思いますが、地元紙である河北新報の記事です。</p> <p>この結果を宮城県漁協では、真摯に受け止めて、12月20日と22日から25日までの、大変なかき入れ時の時期ではありましたが、出荷を休止したところでございます。この出荷休止後も自主検査は続けられておりまして、一部の海域に</p>

	<p>つきましては、年明け以降まで出荷の休止を続けたところでございます。</p> <p>この感染性胃腸炎の大流行と、この生カキのノロウイルスの検査の結果の陽性の因果関係につきましては、現時点においても解明はされておりませんが、少なくともノロウイルスに汚染された生カキの出荷を休止したということは、食の安全を確保する上では、宮城県漁協の大英断であったと思っております。</p> <p>例年、年末から年始にかけては、市内でノロウイルスの食中毒が数件、必ず起きていたところですが、今シーズンは現在のところ1件も発生していないということから、推測とはなりますが、この生カキの出荷停止と関係があるのではないかと考えております。</p> <p>本市は、生カキの収去検査を定期的に行っておりまして、今後ともノロウイルス対策を進めて、食中毒防止に努めていきたいと考えております。以上でございます。</p>
西川会長	<p>ありがとうございます。宮城県で本年度かなり流行っておりますが、ノロウイルスの対策についてご紹介をいただきました。皆さんから何かご意見、ご質問等がございますか。いかがでしょう。</p> <p>それでは市場に関係しますので、鈴木委員にお聞きしたいのですが、よろしいですか。対策として出荷自粛されたようですが、市場内の対応はどうされたかお聞きしたいのですが、いかがでしょう。</p>
鈴木委員	<p>はい、今ほどお話ありましたとおり、我々12月の下旬、クリスマスぐらいから水産物のかき入れ時で、その中でカキも例年かなりの量の商いをしております。今回ノロウイルスが検出され、暮れの際に休止になりまして、生産者もかなり苦労されて、かなり厳しい決断だったと思いますが、安全安心なものを供給する義務も背負っておりますので、駄目なものは駄目ということでやっておりました。</p> <p>ただ、今ほどお話ししましたとおり、際の際だったものですから、なかなか他産地には、すぐには切り替えられずにかなり苦労したというようなところでございました。</p>
西川会長	<p>あと、当然ノロウイルスで使えなくなった場合に加工用という形の用途がでてきていると思いますが、そのあたりは何か市場の中で、そういうのは出ていましたか。</p>
鈴木委員	<p>特には無いですね。</p>
西川会長	<p>そうですか、わかりました。</p> <p>それから、このノロウイルスの原因ということになりますが、山下委員に専門的な知見をお伺いできればと思いますが、今回新型のウイルスも検出されたということがあったようですので、そのあたり何か知見がございましたら、是非ご紹介いただけるとありがたいのですが。</p>
山下委員	<p>東北大の山下と申します。よろしく申し上げます。</p> <p>私は、ここのところはそれほど専門ではないですが、この新聞の記事を読ませていただくと、患者の排泄物から下水に出て、それが大きく影響しているのではないかとということが書かれていまして、本当に相関があるのかというところが、今後また、こういう大流行があった場合に、何とかそれを食い止めようということになりますと、一番重要だろうと思いました。</p> <p>下水中のノロウイルスの濃度と言いますか、どのくらいの量が入っているかは、もし調べた資料があったら、それと今回のカキからの検出の状況とどういう相関</p>

	<p>があるのかを調べてみる必要があるのではないかと思います。</p> <p>あと、その下水の処理によっては、ウイルスは今の状態では殺せないと書いてあるわけですが、今後のことだと思いますが、常にやっていくことは恐らく難しいとは思いますが、何とかそういう時期だけでも、そのように高い発生率が出た場合の対策として、下水の処理の仕方というのを少し検討されていていいのではないかと思います。</p>
西川会長	<p>ありがとうございました。そのあたり、市としての取り組みとしてはいかがですしょうか。</p>
保健所長	<p>下水中のノロウイルスの濃度については、昨年報道されましたが、東北大学の 大村先生が、松島湾の海域でその調査をするということで、取り組みをされる ところであったのですが、それが一旦中止という形になりました。現在はっきり まだ決定ではないですが、仙台市の下水の方でもそれができないかということで、 検討中というところでございます。</p> <p>他の海域で、これまでにそういった調査をされたものはありますが、まだ仙台の 海域でのきちんとしたデータとして出されたものは、まだ今のところは無い状 況で、予備の調査と言いますか、そういったものはされていると思います。</p>
山下委員	<p>すみません、東北大のどなたとおっしゃいましたか。</p>
保健所長	<p>大村先生です。</p>
山下委員	<p>わかりました。</p>
西川会長	<p>仙台市は、下水処理場はすべて完成していると思いますが、その他の地域でも まだそこまで至っていないというところも何か背景にあるような感じがします ので、仙台市と宮城県の方でとなるかもしれませんが、これからも継続して、県と 市での対策について、お互いに情報共有化しながら進めていただければと思 いますので、どうぞよろしく願いいたします。</p> <p>そのほか何かご意見ございませんでしょうか。よろしいでしょうか。</p>
西川会長	<p>【報告事項(4)平成29年度全国高等学校総合体育大会等について】 それでは続きまして(4)になりますが、平成29年度全国高等学校総合体育大会等 について、事務局からお願いいたします。</p>
生活衛生課長	<p>はい、それでは報告資料の4-1と4-2に基づきまして、来年度本市を会場とする 大規模イベント対策について報告申し上げます。</p> <p>前回の協議会でも報告したところでございますが、来年度は平成27年以来、27年 ぶりに全国高等学校総合体育大会、いわゆるインターハイの一部が仙台市内を会 場として開催されるところでございます。また総文祭と通称呼んでおりますが、 第41回全国高等学校総合文化祭の開催が予定されているところでございます。い ずれの大会も7月末から8月中旬にかけて、予定されており、十数万人の関係者が 仙台市を中心に集結するというところで、食の安全について万全の体制で迎えるた めの対策を進めてまいりたいということで、報告資料として準備したところでご ざいます。</p> <p>それでは報告資料の表1に配宿宿舎計画書と弁当調達計画書というものがござ います。今現在、このインターハイにつきまして、関係者を配宿する宿舎を調整中 でございます。3月31日までということで、まだお知らせはできないのですが、市</p>

	<p>内でもかなりのホテル・旅館に宿泊するということになっております。</p> <p>それと表2でございますが、その配宿宿舎と弁当の調達施設が決定されたあとは、大会前に必ず立ち入り検査を最低でも1回以上行くと。それから備考に書いてございますが、衛生講習会、これは5月に開催を予定しております。</p> <p>あとは期間中もできるだけ立ち入りをするというところで、今、県とも調整しております、特に弁当の調達施設につきましては、やはり一定水準のレベルの弁当製造施設が良いのではないかとということで、先ほどから出ております、仙台HACCPの評価施設等を選定するような情報提供などもしているところでございます。</p> <p>それから資料4-1最後のページをご覧くださいければと思います。こちらに食中毒等が発生した場合の連絡体制フローを整備してございます。大会の開催期間中と終了後に食中毒の疑いがあった場合につきましては、宮城県と仙台市で実行委員会も作ってございますので、そちらと連携して、食中毒の拡大防止対策を講ずることとしております。</p> <p>それから報告資料4-2、先ほどお話し申し上げましたみやぎ総文2017でございます。実は、こちらにつきましては、まだ進んでいないという状況ですが、7月31日から8月4日までということでございますので、恐らくはこのインターハイと同じような仕切りで進めるのではないかと考えております。できるだけ早期に宮城県と情報交換を行いまして、食の安全を確保して、万全の態勢で開催を迎えてまいりたいと考えております。以上でございます。</p>
西川会長	<p>はい、ありがとうございます。ただいま高校総体、それから総文祭についてのご紹介がございましたが、委員の方々から何かご質問、ご意見はございますか。いかがでしょう。</p> <p>昨年も大きなイベントでありましたので、市も県も対応ができていると思いますので、恐らくこの高校総体、総文祭についての対応は十分できると思いますが、いかがでしょう、委員の皆さんから何かご意見はございますか、どうぞ。</p>
木村委員	<p>木村でございます。夏場、一番大切なのはやはり水場とトイレの衛生管理かと思いますが、その辺、具体的に、どういった対応をされるかということをお伺いします。</p>
生活衛生課長	<p>会場の方は決まっておりますので、今後は会場の施設管理者と水場、特に水道蛇口等は誰もが触れるところですので、消毒体制など確認してまいりたいと思っております。</p> <p>平成2年と今回が大きく違っているのが、大会に不公平感が生じてはならないということで、以前夕食は同一メニューで提供するという縛りがありましたので、相当、旅館の営業には負担がかかっていたところでございますが、今回からは自由にすることになっておりますので、そういった意味では食の安全の部分の対応は、以前より楽にはなるかと思っておりますが、夏場でもございますので、必ず検食を準備していただく、先ほど申し上げましたような手洗い、手を触れる箇所の消毒を一生懸命やるように指導するなど、そういったところはしっかりとやって、事故がないように、万全の体制を組んでいきたいと思っております。以上でございます。</p>
西川会長	<p>よろしいでしょうか。はい、どうもありがとうございます。そのほかご意見、ご質問ございませんでしょうか。よろしいでしょうか。はい、それでは(4)の報告についてはこれで終了したいと思います。</p>

西川会長	<p>【報告事項(5)第11回全国和牛能力共進会宮城大会について】 それでは最後になりますが、(5)第11回全国和牛能力共進会宮城大会について説明をお願いいたします。</p>
宮城野区衛生課長	<p>それでは宮城野区衛生課の相原と申します。このイベントの開催場所となる宮城野区から第11回全国和牛能力共進会宮城大会と、衛生対策についてご説明申し上げます。</p> <p>報告資料5ですが、この共進会というのは5年に一度開催される牛のオリンピック、牛リンピックなどと特にいわれておりますが、平成29年9月7日から11日に、夢メッセみやぎと扇町の食肉市場で開催されます。</p> <p>それで夢メッセみやぎでは、種牛の部の会場ということで、雌牛が300頭、雄牛が20数頭集まり、体型の良さや改良成果を月齢別に審査して、牛の種牛としての能力を審査するというので、来場予定者数が延べ5日間で、約39万人で、大規模なイベントとなっています。食肉市場では肉牛の部ということで、枝肉のさし、脂肪の入り具合などの肉質の審査が同じ期間に開催される予定です。</p> <p>延べ39万人の来場者があることから、衛生対策、特に食品の衛生対策についてご説明申し上げます。資料を見ますと大会コンセプトが、食べようとか、つなげよう、和牛の魅力を伝えようとか、つなげよう！魅せよう！伝えよう！ということで、大体この共進会の審査会に伴う、多分来場者へのおもてなしということで、仮設の飲食店と和牛のイベントですのでバーベキューコーナーが出るということで、主催者から相談を受けております。</p> <p>それで大規模なバーベキュー施設については、先ほどの「ベントの水場対策」ということですので、バーベキュー会場は給排水設備を備えた、完全な調理場を設けて、そこで作業し、肉の受け渡しなどを行ってもらうことと、仮設飲食店については、営業許可が必要ですので、許可事務を通じて、提供直前の十分な加熱と、事前指導の強化を行っていく予定です。多数の数の出店が見込まれるということで、指導を徹底したいと考えております。</p> <p>また、300数頭の牛が来るということですので、環境衛生対策についても、若干ご説明いたしたいと思っております。報告資料5に会場概要がありますが、どちらかと言いますと人の感染症というよりも、牛が人から感染するのを防ぐために、この会場全体を3つの消毒エリアに分けて管理するということです。</p> <p>会場全体が一次消毒ということで、中央の夢メッセ本体建物、夢メッセ本館展示棟、ここで牛の審査会がありますが、ここが二次消毒エリア。右側の雌牛舎、雄牛舎、ここが三次消毒エリアということ。頻りに接触する方をより高度な消毒で管理するというので、もちろん会場に入る際には、靴の消毒など消毒ポイントが設けられます。</p> <p>あと審査会場での牛の排泄物の処理ですが、糞については即スコップで除去して、一輪車で会場外の一次保管場所へ搬送。尿についてはすぐ砂をかけて、その砂をやはり搬送するというので、環境衛生管理を行うと聞いております。</p> <p>観客と牛との直接の接触は無いということで、直接接触するのはバーベキューなどの食べ物を介しての接触ということで、加熱調理を十分に行うなど0157等の食中毒の防止について、万全の体制で臨みたいと考えております。以上、9月に開催されるイベントについてご紹介申し上げます。</p>
西川会長	<p>ありがとうございます。ただいまご報告をいただきましたが、全国和牛能力共進会宮城大会の内容について、それから食品安全対策についてご紹介いただきました。何か委員から、ご意見ご質問はございますか。</p>

和田委員	<p>和田です。若干補足させていただきますと、会期が9月7日から9月11日ですが、この期間中、仙台のジャズフェスもありまして、ちょうど重なっております。</p> <p>それで先ほど説明にあったとおり、30数万人が延べ来ますが、市内の宿泊施設を皆押さえているという状況で、あと市内の飲食店等について、どのような形になるか、わかりませんが、その辺も引き続き仙台市で開催していただければと思っております。</p>
西川会長	<p>そのあたり市も大変だと思いますが、引き続きやるということしかないですかね。逆に和田委員にお聞きしたいのですが、今回の和牛共進会で食肉市場も会場になっていますが、そのあたりイベントについて何か情報というのはありますか。</p>
和田委員	<p>今回、全国47都道府県中、参加するところは38県ということで、南は九州の方から、北は北海道までです。それで牛は、当然2〜3日前、イベントが木曜日からですから、月曜日あたりから市場に入るといような状況になっています。</p> <p>各県では当然、衛生管理は考えておりまして、その辺は注意をしながらやるということでございます。それで食肉市場では枝肉の審査と展示ということで、競り自体は夢メッセの西館で開催するということでございます。</p>
西川会長	<p>ありがとうございます。それからこういう機会ですので、高荷委員にお聞きしたいのですが、食品の温度管理とか手洗いの啓発、アドバイザーと協力して実施するという事でお伺いしておりますが、昨年もご経験したイベントとか、そういう啓蒙、啓発活動から、何かアドバイスやご意見をいただけるとありがたいですが、いかがでしょうか。</p>
高荷委員	<p>昨年の食肉祭りのときに、杖をついて歩いている高齢者の方がたくさんいらっしゃいまして、そういう方々に手を洗ってくださいと言っても、トイレまで行くのが大変だったというのがひとつと、あとトイレの手洗いの場所に杖を置くスペースが無く、ちょっと自分の手元が不安定になるので、「いい」「手を洗いたくない」という方が非常に多かったのも、そのときちょうどブースがトイレから少し離れたところだったので、私ももう一人のアドバイザーさんと相談して、あと課長さんたちに許可をいただいておりますが、ウェットティッシュで代わりに手を拭いていただくということで、杖をついた高齢の方にはお願いしていました。</p> <p>ウェットティッシュでの手洗いは、実はあんまり望ましくないというのは十分承知しておりますが、もうそれなら手を洗わなくていいわというよりは、むしろウェットティッシュで何枚かで、丹念に拭いていただければ、かえってその方が何もしないよりはいいというところで、実際手洗いチェッカーで、ウェットティッシュ2〜3枚使って丁寧に拭いていただいたところを調べると、きれいに落ちていましたので、食中毒、特に高齢者の方の食中毒というのが、これからいろいろ問題になってくるかと思っておりますので、トイレが遠い、手洗い場所が遠いときにはウェットティッシュで手を拭けるように、ちょっと予算もあつて大変かと思っておりますが、あとはアルコール消毒で手を拭くとか、そういったのがあるといいのではないかと思います。</p>
西川会長	<p>なるほど、貴重なご意見ありがとうございます。是非市も対策を少し打っていただけるとありがたいです。予算の関係もあるので、難しいかもしれませんが、どうぞよろしく願いいたします。</p> <p>その他、何かご意見ございませんでしょうか。よろしいでしょうか。それでは、とにかくこのイベントについては安全に、食の安全安心が第一ですので、行政からも引き続きご指導お願いしたいと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。</p>

	<p>ます。それでは以上をもちまして、報告事項 5 が終わりにになりました。 これでは次第のすべてが終了となりますので、進行を事務局にお返しいたします。お願いします。</p>
<p>司会</p>	<p>【VI. 閉会】 ありがとうございます。 1点ご報告がございます。冒頭、議題 1 で、高荷委員からご質問いただいておりますが、意見募集の状況の数字の件でございます。意見内訳についてのお尋ねでしたが、資料 2-1 をご参照ください。個人からの意見 11 件の内訳ですが、食の安全サポーターからのご意見というのが 9 件で、そのほか市民等というくくりでのご意見が 2 件で、合計 11 件ということでいただいておりますので、ご報告いたします。 それでは本日は長時間にわたり、ご討議をいただきまして誠にありがとうございました。これをもちまして、第 28 回仙台市食品安全対策協議会を終了いたします。ありがとうございました。 —了—</p>